

阿武隈川水系尾袋川・小田川等の 特定都市河川の指定について

1. 概要

尾袋川及び小田川流域では、平成27年関東・東北豪雨や平成29年10月洪水など幾度も浸水被害が発生し、近年も令和元年東日本台風により、甚大な被害が発生していることから、河川管理者が実施する河川整備に加え、集水域や氾濫域のあらゆる関係者が協働して水災害対策を行う「流域治水」の取組を推進することとし、その実効性を高めるため「特定都市河川」の指定に向けて手続きを進めてきた。

このたび、特定都市河川浸水被害対策法の規定に基づく、関係市町等の法定意見聴取を実施し、国土交通大臣からの同意を得たことから、3月22日に、「特定都市河川」に指定することとなった。本県においては、昨年7月の吉田川・高城川等に続き2例目となる。

なお、特定都市河川の流域となる市町は、白石市、角田市、大河原町、柴田町、丸森町であり、流域の大半を角田市が占める。

2. 主なスケジュール

- R5. 3. 20 尾袋川・小田川流域水害対策準備会を設置し検討を開始
- R6. 1. 17 流域首長などによる指定に向けた合意（第5回準備会）
- R6. 1. 19～ 特定都市河川指定に係る法定意見徴収の開始
ホームページ、リーフレット、広報誌等による広報周知開始
- R6. 2. 13 角田市、丸森町担当者への説明会
- R6. 3. 18 特定都市河川指定に係る記者発表
- R6. 3. 22 特定都市河川指定告示（県指定）
- R6. 5 流域水害対策協議会を設置（国、県、流域市町など）
- R6. 5～ 流域水害対策計画の検討開始
- R6 年度内 流域水害対策計画策定

【参考】

- ・流域水害対策計画

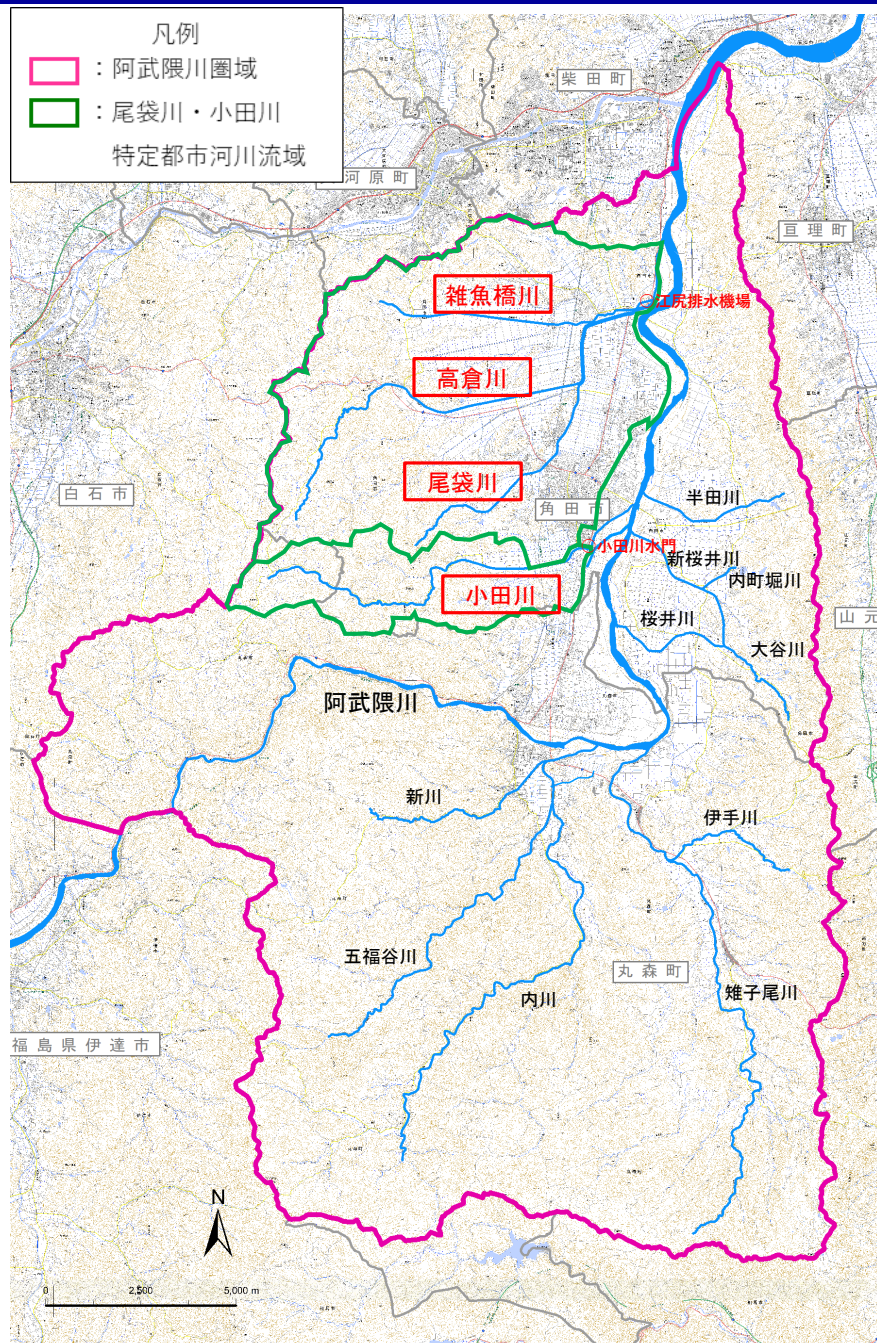
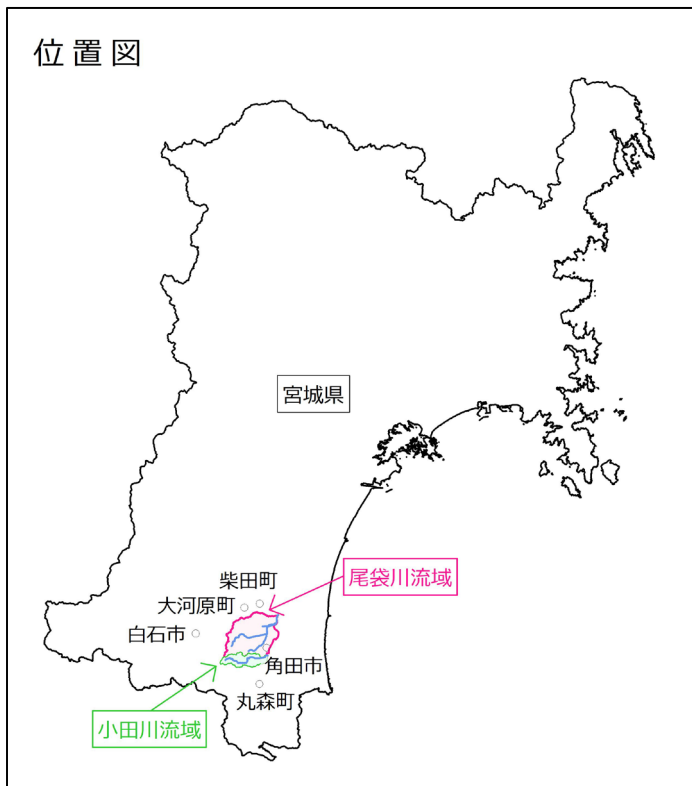
特定都市河川流域における浸水被害の防止を図るための対策に係る計画

- ・流域水害対策協議会

国、県、市町村等が共同して、流域水害対策計画の作成などに関する協議並びに調整を行うために組織するもの

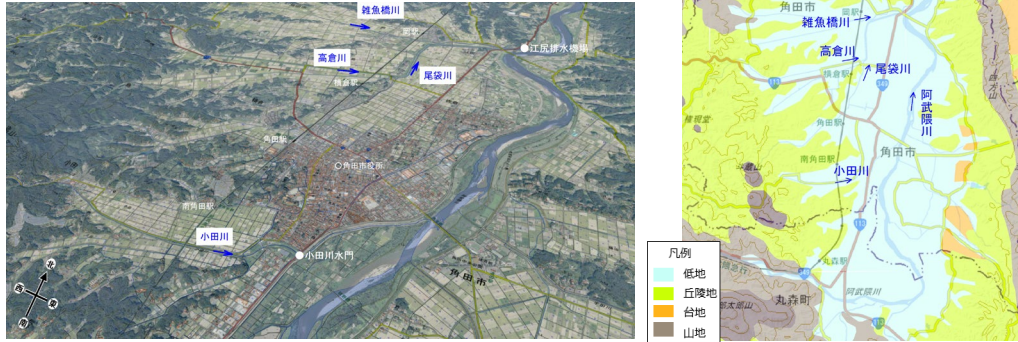
尾袋川・小田川特定都市河川流域図

位置図



尾袋川・小田川流域の特徴

- 尾袋川、小田川は低平地を流下する勾配の緩い河川のため、洪水時には阿武隈川の水位上昇に伴い自然排水が困難。
- 沿川に、角田市等の市街地があり、人口・資産が集積。

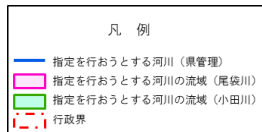


- 尾袋川は、洪水時には阿武隈川の水位上昇に伴い自然排水が困難となるため、江尻排水機場が設置されている。令和元年東日本台風時は排水機場がフル稼働していたにもかかわらず、**機場の能力を超える降雨による排水困難や、バックウォーターによる尾袋川合流部の浸水被害が発生している。**
- 小田川は、阿武隈川の洪水が逆流することを防止するために小田川水門が設置されている。令和元年東日本台風時は、**阿武隈川の水位上昇に伴う小田川水門閉扉により小田川の排水困難が生じている。**



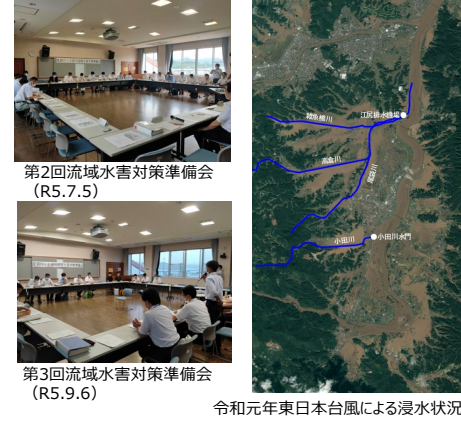
河川の整備のみでは早期の浸水被害解消が困難であり、特定都市河川の指定により、「流域治水」を本格的に実践

- 河川区間：阿武隈川水系尾袋川、小田川等の計4河川
- 流域面積：87km²
(白石市の一部、角田市の一部、大河原町の一部、柴田町の一部、丸森町の一部)



近年の水害、気候変動による激甚化・頻発化を踏まえた「流域治水」の取組強化

- R1.10 令和元年東日本台風により、堤防決壊や越水等により、尾袋川・小田川沿川では約435戸、約9,200haが浸水する甚大な被害が発生
- R3.2 名取川・阿武隈川流域治水プロジェクト策定・公表
- R5.3 尾袋川・小田川流域水害対策準備会を設立
- R6.1 特定都市河川指定に向けて関係者間で合意
- R6.3以降 **尾袋川・小田川等の特定都市河川指定**



特定都市河川の指定による「流域治水」の本格的実践

ハード整備の加速化

あらゆる関係者が連携した施設整備

- 流域水害対策計画を早期に策定し、事業を計画的かつ集中的に実施
 - ・河川改修、堤防強化
 - ・越水対策
 - 二線堤の整備、止水壁設置
 - ・内水浸水に対する排水能力の強化
 - 排水機場の整備・機能強化
 - 雨水貯留施設の整備
 - ・道路の嵩上げ
 - ・排水路の改修・整備

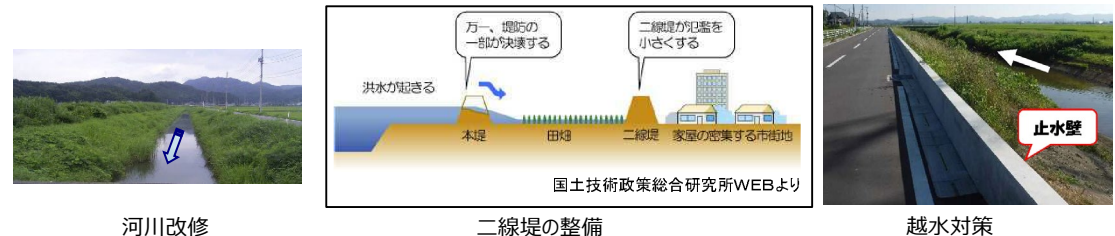
流出抑制対策の推進

開発等に伴う雨水流出増への対策の義務化

- 流出雨水量を現在よりも増加させる行為への対策を義務付け(雨水浸透阻害行為の許可)
- 貯留機能を有する土地の保全等
 - ため池、田んぼダム等の雨水貯留機能の保全・拡充
 - 流域水害対策計画に基づく雨水貯留浸透施設整備への、予算・税制等の支援
 - 貯留機能保全区域の指定による貯留機能を有する土地への盛土等に対する勧告

流域一体で多層的な浸水被害防止の取組を推進

- 協議会等を通じた事業推進課題等の共有及び問題解決・合意形成の推進等



特定都市河川流域全体の取組により、早期に治水安全度向上を図る

※具体的な対策内容については、今後の調査、検討等により変更となる場合がある。

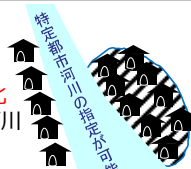
概要

- 気候変動により、本支川合流部や狭窄部などの箇所において、従来想定していなかった規模での水災害が頻発している（例）平成30年7月豪雨、令和元年東日本台風 等
- このため、今後、特定都市河川浸水被害対策法に基づく特定都市河川を全国の河川に拡大し、ハード整備の加速に加え、国・都道府県・市町村・企業等のあらゆる関係者の協働による水害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくりを進めるとともに、流域における貯留・浸透機能の向上を図る

特定都市河川の指定対象


市街化の進展

市街化の進展が著しく、流域内可住地の市街化率が概ね5割以上の河川




自然的条件等

本川からのバックウォーターや接続先の河川への排水制限が想定される河川



狭窄部、景勝地の保護等

ため河道整備が困難又は海面潮位等の影響により排水が困難な河川



流域治水の計画・体制の強化

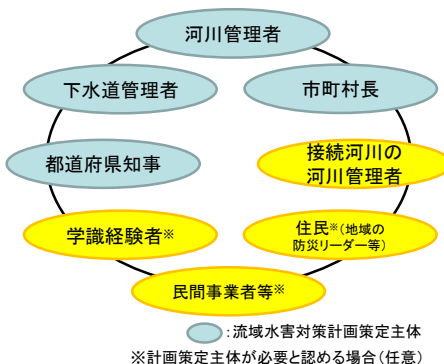
特定都市河川の指定
全国の河川へ指定拡大

流域水害対策協議会の設置
計画策定・対策等の検討

流域水害対策計画 策定
洪水・雨水出水により想定される浸水被害に対し、概ね20～30年の間に実施する取組を定める

関係者の協働により、計画に基づき「流域治水」を本格的に実践

【流域水害対策協議会の構成イメージ】



- （協議会設置）**
国土交通大臣指定河川：設置必須
都道府県知事指定河川：設置任意
- （構成員）**
流域水害対策計画策定主体
接続河川の河川管理者
学識経験者その他の計画策定主体が必要と認める者
- （協議事項の例）**
流域水害対策計画の作成に関する協議
計画の実施に係る連絡調整
- ⇒ 構成員は協議結果を尊重

流域水害対策計画に基づく流域治水の実践

河川改修・排水機場等のハード整備

流域水害対策計画に位置付けられたメニューについて、整備を加速化する

- 河道掘削、堤防整備
- 遊水地、輪中堤の整備
- 排水機場の機能増強 等

雨水貯留浸透施設の整備

流域で雨水を貯留・浸透させ、水害リスクを減らすため、**公共に加え、民間による雨水貯留浸透施設の設置を促進する**

①雨水貯留浸透施設整備計画の認定
都道府県知事等が認定することで、補助金の拡充、税制優遇、公共による管理ができる制度等を創設

- 対象：民間事業者等
- 規模要件：≥30m³（条例で0.1～30m³の間で基準緩和が可能）

②国有財産の活用制度
国有地の無償貸付又は譲与ができる

- 対象：地方公共団体



雨水貯留浸透施設の例



雨水浸透阻害行為の許可

田畑等の土地が開発され、雨水が地下に浸透せず河川に直接流出することにより水害リスクが高まることのないよう、一定規模以上の開発について、**貯留・浸透対策を義務付ける**

- 対象：公共・民間による1,000m²以上の雨水浸透阻害行為

※条例で基準強化が可能

保全調整池の指定

100m³以上の防災調整池を保全調整池として指定し、機能を阻害する埋立等の行為に対し、事前届出を義務付けることができる

- 指定権者：都道府県知事等
- 埋立等の行為の事前届出を義務化
- 届出内容に対し、必要に応じて助言・勧告

浸水被害防止区域の指定

浸水被害が頻発し、住民等の生命・身体に著しい危害が生じるおそれのある土地を指定し、開発規制や居住誘導・住まい方の工夫等の措置を講じることができる

- 指定権者：都道府県知事
- 都市計画法上の開発の原則禁止（自己用住宅除く）
- 住宅・要配慮者施設等の開発・建築行為を許可制とすることで安全性を確保

住宅・要配慮者施設等の安全性を事前許可制とする



浸水被害防止区域における居住誘導・住まい方の工夫のイメージ

貯留機能保全区域の指定

洪水・雨水を一時的に貯留する機能を有する農地等を指定し、機能を阻害する盛土等の行為に対し、事前届出を義務付けることができる

- 指定権者：都道府県知事等
- 盛土等の行為の事前届出を義務化
- 届出内容に対し、必要に応じて助言・勧告



貯留機能を有する土地のイメージ